

知事の政治姿勢について

三位一体の改革について、今回の第一期改革の結果をどのように評価しているのか伺うとともに、第二期改革に向けてどのように対応していくのか併せて伺う。

帆苅議員の代表質問にお答えします。

まず、三位一体の改革に対する評価などについてですが、

- ・ 今回の改革で、基幹税による税源移譲が実現した点
- ・ 第二期改革の道筋がついた点

などについては、一定の評価をしたいと考えております。

しかし、改革の太宗が、国庫補助負担率の引き下げやスリム化によるものとなった点については、改革の本旨に照らし、疑問を禁じ得ません。

今後の第二期改革においては、地方分権の理念のなお一層の実現のため、県内関係団体や各県知事とスクラムを組んで、全力を傾注したいと考えております。

道路特定財源の一般財源化について、知事の所見を伺う。

(議員の認識)

- ・ 受益者負担が原則であるなか、一般財源化し、なおかつ暫定税率維持との政府の動きについては大いに疑問
- ・ 安全対策や遅れている地方の道路整備のため、「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」を9月定例会で可決

次に、道路特定財源の一般財源化についてであります、本制度は、自動車利用者が道路整備の費用を負担するという受益者負担の原則に基づき、必要な道路整備を賄うために創設、拡充されてきました。

本県の道路整備水準は全国平均を下回っており、救急救命医療機関へのアクセスの向上、緊急輸送道路の整備、更に安全な歩行空間や冬期の道路交通の確保など、今後も計画的に道路整備を進めていく必要があると考えております。

こうした中で、道路特定財源の一般財源化が国で検討されておりますが、安全で安心な地域づくりを進めるため、本財源が道路整備に活用されるよう国に要請してまいりたいと考えております。

新設される知事政策局、総務管理部の主たる業務と、従来の総務部、総合政策部との相違点について何うとともに、これまで財政課が行ってきた査定業務や議会との調整がどのようになるのか併せて何う。

次に本庁の組織・機構改革についてであります、  
本格的な地方分権時代を迎え、社会経済情勢の変化や地域間競争に的確に対応し、県民のニーズを迅速に県政へ反映していくためには、高い政策立案能力をもった「政策官庁」へと変革していく必要があります。

このため、総務部と総合政策部を再編し、付加価値創出機能を高めるため、政策の企画立案や総合調整に特化した部門として新たに知事政策局を設置するとともに、予算や人員などの庁内資源の配分を通じた各部局の支援や市町村等の地域経営の支援を担う総務管理部を設置したいと考えております。

また、県議会との調整については、政策課に担当させる所存です。一方、予算編成については、重要な施策・事業の部局間調整を行う政策課と、県予算全体の財源管理・各部局への枠配分等を行う財政課とが連携しつつ、予算全体の打ち出し方の調整や重要な事業の精査などを円滑に実施してまいります。

知事政策局については、当部門に権力が集中し過ぎるのではないかと危惧する声もあるが、知事の見解を伺う。

次に知事政策局への権限集中の懸念についてであります  
が、

今回の組織・機構改革は、現場重視の観点から、より県民に近い各部局が主体的に施策を推進していくことを前提に検討しているものであり、知事政策局に権限を集中させるということは考えておりません。

知事政策局の役割といたしましては、本県の付加価値創出機能を高めるとともに、複数部門にわたる新たな政策課題に迅速に対応し、県全体として施策の整合性を確保していくために必要な総合調整を行うことを基本に考えているところであります。

市町村合併が進む中で、県の地域機関の配置等も変わっていくものと思うが、地域機関の将来像について、どのように考えているのか伺う。

次に、地域機関の将来像についてであります。

市町村合併の進展した状況の中で、私としては、住民に身近な行政サービスは、住民に一番近い市町村が権限と財源を持ってサービスを提供するのが望ましく、県は、広域自治体として市町村の枠を超えた視点からの企画立案、市町村へのサポートを中心に行っていくべきと考えております。

今後、市町村への事務・権限移譲を進め、市町村との役割分担を整理する中で、県としての地域間調整や広域的支援の面での課題など、広域化を含めて地域機関のあり方について検討していかなければならないと考えております。

知事の目指す「小さな政府」の実現に向けて、今後どのように取り組んでいくのか伺う。

(議員の認識)

事業抑制による景気後退や、組織のスリム化による住民サービスの低下を懸念

次に、小さな政府の実現に向けた取組についてであります  
が、

現在、行政経営改革では、地域実態に応じた住民サービスの充実に向けて、民間でできることは民間に、市町村でできることは市町村に任せ、県の業務や組織についても「選択と集中」の観点から見直しを行う中で、政策課題に迅速に対応できるスリム化された組織を目指して改革に取り組んでおります。

具体的には、公共施設の指定管理者制度導入や業務委託などの民間活用、市町村への権限の抜本的移譲とともに、県行政サービスについても徹底して効果的・効率化を行うなど組織・機構のスリム化・簡素化を進めてまいりたいと考えております。

定員適正化計画について、知事部局における600人の削減目標を具体的にどのような手法で達成しようとしているのか伺うとともに、削減の結果、どの程度人件費が抑制されるのか併せて伺う。

(議員の認識)

定員削減は、各分野一律に進めたり、行政サービスの低下を招くものであってはならないとの認識

次に、定員適正化計画の削減目標の達成手法とそれによる人件費の抑制効果についてであります、

選択と集中の観点から、業務執行方法の抜本的な見直しを行い、民間委託や市町村への権限移譲、さらには必要性の薄れている業務を廃止するなどによりまして、県の業務のスリム化を図りながら、それに見合う職員数を削減することとしております。

具体的な目標としましては、知事部局の条例定数を6,638人とするため、今後年率平均2%の職員数の削減を行い、平成17年度から平成21年度までの5年間で600人以上の削減を目指したいと考えております。

なお、これによる人件費の抑制効果は、今年度から平成21年度までの累計の金額で、おおよそ57億円程度となるものと見込んでおります。

新潟市の政令指定都市移行について、知事の目指した権限移譲方針はどのようなものであったのか伺うとともに、今般の合意に至るまでの協議の過程でどのような問題が生じたのか併せて伺う。

次に、政令指定都市移行に伴う新潟市への権限移譲方針などについてであります。

行政サービスの提供は住民に最も身近な自治体である市町村が権限と責任を持つべきとの考えのもと、田園型・分権型政令指定都市に向けた新潟市の要望を踏まえながら、市の自己決定権の拡充や市民の利便性の向上が図られるよう、できる限りの権限の移譲を行うことを基本に協議を行ったところ  
です。

このたびの合意内容は、県・市双方がこうした考えを踏まえ、真摯に協議を行った結果であり、一部継続協議課題が残ったものの、全体として協議の過程において特に大きな問題が生じることもなく、概ね順調に協議が進んだものと認識しております。



拉致問題について、知事は先般の六カ国協議をどのように評価しているのか伺う。

(議員の認識)

- ・ 11月に開催された第5回六カ国協議では拉致問題解決への前進なし。
- ・ 第4回協議での共同声明履行に向けた作業部会の設置についても言及なし。

次に拉致問題に関する先般の六カ国協議に対する評価についてであります。

去る11月3日に約1年ぶりに日朝両国の政府間協議が再開され、さらに11月9日からの六カ国協議においても、日朝の二国間で長時間の協議がなされたと聞いており、漸くこれまでの膠着状態を脱するような動きが見られるところではありますが、依然として具体的な前進がないことは誠に残念であると思っております。

知事は、拉致問題の早期解決を公約としているが、この解決に向け、どのように取り組んでいくのか伺う。

次に、拉致問題の早期解決に向けての県の取り組みについてであります。

本県は、安否不明の横田めぐみさんや曾我ミヨシさん、そして特定失踪者の大澤さんなどの未解決の問題を抱えており、県民の安全を守ることを使命としている知事として、一刻も早く拉致問題が解決することを願っているところであります。

このため、県としては、北朝鮮当局と直接の交渉にあたっているわが国政府の姿勢を強く後押しするためにも、県民に対する啓発活動に力を入れ、県民世論の喚起に努めるとともに、必要に応じて政府への要請を行っているところであります。

今後とも、引き続き拉致問題の解決のために効果的な取組を続けてまいりたいと考えております。

大きな社会問題となっているマンションなどの耐震強度偽装事件を踏まえ、県民の不安を解消するために、県として、今後どのように対応していくのか伺う。

次に、耐震強度偽装事件についてであります。姉齒<sup>あかは</sup>建築設計事務所が関与した新潟市内の2物件については、市の再点検の結果、安全性が確認されたところです。

また、県民の不安解消に向けての対応として、県では県内の特定行政庁や関係団体と連携しながら相談窓口を開設したほか、過去に審査を行った一定規模以上のマンションやホテルについて、再点検を行い安全の確認を図りたいと考えております。

なお、昨日から本日にかけて報道されている南魚沼市総合福祉センターの梁部分の構造不具合の件についてですが、現在、構造計算書の再計算を指示しておりますので、早急に事実関係を確認し原因の究明を図っていきたいと考えております。

4年後開催の国体に向けての今後の取組と決意について伺う。

(議員の認識)

- ・ 本県での開催について、関係者以外はほとんど知らないのが実情
- ・ 県内外に向けての積極的な周知活動を望む

次に、国体開催についてであります。

まず、今後の取組については、これまでも、ホームページや広報誌などにより周知を図ってまいりましたが、さらに、先般、県民の皆様から選んでもらいましたマスコットキャラクターなどを活用するほか、多くの県民から様々な形で大会に参加していただけるよう、国体情報を提供し、観光等と連携しながら県内外に向けた周知に努めてまいりたいと考えております。

開催に向けての決意ですが、大会の成功は、本県選手の活躍と円滑な大会運営にあります。オリンピックメダリストなどトップアスリートの参加を得るなどして大会を盛り上げ、また、来県される多くの選手にとって印象に残る大会となるよう、県民一人ひとりがもてなしの心を発揮するとともに、新潟の豊かな食、伝統ある文化・芸能、復興した元気な新潟を全国に発信するなど、今後とも県民総参加の大会となるよう努力したいと考えております。

来年度の県当初予算について

県営産業団地の分譲価格値下げについて、旧価格との差額がどの程度であり、どのように補てんされるのか伺うとともに、企業誘致において値下げによる効果が出ているのか併せて伺う。

(議員の認識)

旧分譲価格は将来の営業費や起債の償還利息などを上乗せしたものであり、完売しても差額の補てんが生ずる。

次に、来年度の県当初予算についてお答えします。

まず、県営産業団地の分譲価格引き下げについてであります。分譲開始後10年経過する中で、全国的な地価下落により、既に簿価と実勢価格との差が約72億円発生しており、今後補てんが必要となる損失とは異なります。

また、今年度は既に過去最高の分譲実績を上げていることから、実勢価格に合わせた価格引き下げの効果が現れているものと認識しております。

県有不動産の証券化について、東京の県職員住宅用地の証券化に向け、今後どのように進めていくのか何うとともに、今後さらに証券化を進めていくなかで、どのような基準で対象を選出するのか併せて何う。

県有不動産の証券化についてですが、

東京地区職員宿舍用地の証券化については、現在、公募に向けて測量などの準備作業を進めているところであります。

また、今後も、資産価値が高いものや将来的に見て高い収益が望める資産について、順次、取組を進めてまいりたいと考えております。

新潟スタジアムの命名権売却について、どのように取り組んでいくのか伺う。

(議員の認識)

約1億2千万円の収入を見込んでいるようであるが、地方で希望どおりの売却は困難ではないかとの声も多い。

新潟スタジアムの命名権売却についてであります、  
県では、新潟スタジアムの収支をより改善する有効な手法として、これまで命名権売却について、検討してまいりました。

新潟スタジアムは、首都圏から離れて立地しているという不利な点がありますが、サッカーワールドカップ開催の実績や年間の利用者が100万人を超えるなどの有利な点もあり、大手広告代理店と連携して進めることとしたところです。

今後、金額は年1億2千万円以上、期間は5年以上を基本条件として募集を行い、スポンサー企業の具体の提案について総合的に検討のうえ、決定したいと考えております。

来年度の当初予算編成について、部局長の裁量に委ねる手法を導入した意図を伺う。

(議員の認識)

- ・部局長の裁量に委ねる手法は、県全体として体系的な施策の一貫性が損なわれるのではないかとの懸念
- ・当手法では、知事の考えが事業に反映されず、知事自身の個性が発揮されない場合も出てくるのではないかとの懸念

次に、部局主導型の予算編成手法についてですが、

これは、各部局が果たすべき政策目標を明確に設定したうえで、施策展開の現場を最も良く知りうる各部局が、最も効果的な財源配分を自らの裁量で行えるようにするもので、現場での優先度の判断を重視するものです。

なお、県としての施策体系の一貫性維持のため、予算を編成する段階では、私と各部局長と間で、政策目標などについて共通認識を得るための意見交換を実施するとともに、新たに設置する知事政策局においても、各部局間の政策・施策の調整を行ってまいりたいと考えております。



「選択と集中による効率的・効果的な行政」を目指しながら、公約を反映させるため、来年度予算は何を重点として編成するのか、また、予算規模はどの程度を想定しているのか伺う。

(議員の認識)

・財政運営計画については「具体的なものが見えない」との批判もあるが、来年度予算は当計画に基づいて編成されるものと認識

次に、来年度予算の重点等についてですが、

災害からの復旧・復興を最優先にしながら、本県経済の自立・発展や安全・安心の確保等の本県の重要課題に対して、限られた財源を重点的・効率的に配分し、全体として、本県経済の方向感をプラスに転換していく予算にしたいと考えております。

また、予算規模などについては、県内経済の動向や、年末に判明する国家予算編成・地方財政対策の内容などを踏まえつつ、編成過程の中で総合的に決定してまいる所存です。

震災復興対策について

去る9月定例会では、被災地の仮設住宅入居世帯のうちの約2割もの方々が、未だに住宅の再建方法が決まっていないとのことであったが、現在の状況をどのように把握しているのか伺う。

被災者の住宅再建の状況についてであります、

11月20日現在、応急仮設住宅入居世帯2,681世帯のうち市町村が把握した2,534世帯についてみますと、

- ①68%が、住宅の修繕や再建を予定し、
- ②16%が、公営住宅への入居を希望し、
- ③4%が、子供との同居や民間賃貸住宅への入居を予定しており、
- ④残り12%が、再建方法についてまだ決めかねている状況となっております。

なお、調査未回答などにより一部に状況把握できていない世帯もありますので、今後も状況把握に努めてまいります。

「平成18年10月までに、全ての被災者が生活再建の見通しを立てられること」とする震災復興計画の目標達成に向けて、今後、いつ頃を目途に、どのような取組を進めていくのか伺う。

(議員の認識)

被災者ニーズを的確に把握し、よりきめ細かな支援策を早期に打ち出していく必要がある。

次に、被災者の生活再建に向けた取組についてですが、再建方法についてまだ決めかねている約12%の方のうち、旧山古志村のように、大きな地盤被害を受け、現在、集落再生計画を策定中の地域を除くと、未決定の方は約6%まで減少しております。

また、住宅再建の目処が立てられない主な理由としては、再建資金の問題や、再建場所も含めた住宅再建方法などが挙げられていますので、今後は、生活再建状況の継続的な調査を通じて、被災者のニーズを具体的に把握し、基金事業との連携も図りながら、きめ細かい対策を、順次、講じていくことにより、「来年10月までに、すべての被災者が生活再建の目処を立てられるようにする」という目標が一日も早く達成できるよう取り組んでまいります。

震災後 2 回目の冬を迎えようとしているが、冬期間の被災者支援策について伺う。

(議員の認識)

昨年の対応や新たな被災者のニーズも踏まえながら、応急仮設住宅の除雪対策や、冬場の孤独死の防止などに万全を期すことが求められる。

次に、冬期間の被災者支援策についてであります。

仮設住宅における冬場の対策としては、室内の結露対策を講じたほか、団地内の雪処理に対して、昨年同様、基金事業による支援を行うとともに、冬期間空き家となる住宅の除雪についても、今回補正予算を提出しております「冬期集団移転集落等緊急対策事業」により、十分な支援を行ってまいりたいと考えております。

また、仮設住宅での孤独死といった事態が生ずることのないよう、市町村や関係団体と連携して、戸別訪問による安否確認、健康相談やこころのケアの実施など、一人暮らしの高齢者等に対する見守り・相談支援活動を引き続き進めることにより、被災された方々に元気に冬場を乗り切っていただけるよう、十分な支援に努めてまいります。

道路復旧の進捗状況と今後の事業推進に向けた考え方について伺う。

(議員の認識)

豪雪地帯における災害復旧事業は工期の制約がある一方、被災者の住宅再建や農地・農道等の復旧には何よりも道路の早期復旧が不可欠。

次に、道路復旧の進捗状況と今後の事業の進め方についてであります。

現在までに、被災した970箇所のうち95%で着工し、12月末までに約60%が完了する見込みとなっております。

この結果、避難指示が続いている旧山古志村の6集落を除き、集落への幹線道路については除雪路線として確保できるまでになっております。

今後、降雪期を迎え積雪の多い山間地では工事を休止せざるを得ませんが、道路の復旧は住宅や生業を再建し、被災地が復興するための最優先の課題であることから、早急な復旧に向け全力で取り組んでまいります。

観光分野における風評被害対策として、復興基金を活用した復興キャンペーン等の事業展開にどのように取り組み、その成果についてどのように認識しているのか伺う。また、復興を確実なものとし、県内観光地の活性化を図るために、今後、どのような施策展開に取り組んでいくのか併せて伺う。

次に、震災復興対策についてお答えします。

観光分野における風評被害対策とその成果についてであります、

震災直後の緊急キャンペーンに引き続き、春から夏には全国的な観光展や「新潟花火王国宣言」などを通じて観光復興をピーアールし、さらに秋からは、全国への感謝の気持ちをおもてなしの形で表す「ありがとうキャンペーン」を展開してまいりました。

その結果、この秋には、一部の地域に明るい兆しも見え始めたと認識しております。

県といたしましては、県全体の観光需要の本格的な回復を進め、復興を確実なものにするため、引き続き継続的なキャンペーンや隣接県との連携による交流人口の拡大、外国人観光客の誘致などに、官民連携により積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

農業問題について

県として、どの位の「担い手」を、どのようにして育成しようとしているのか伺う。

(議員の認識)

- ・平成19年から導入される「品目横断的経営安定対策」を踏まえれば、担い手の育成は、来年1年間で行わなければならない。
- ・「担い手」以外は、「品目横断的経営安定対策」の支援を受けられないため、早急な「担い手」の育成が求められる。

次に、農業問題についてお答えします。

まず、「担い手」の育成についてであります。

農業者が規模拡大や経営安定化を図り自立した経営体へと発展していくためには、まず、今般の大綱に示された基準をクリアして支援の対象となる必要があります。

このため、県としましては、地域農業の中核となる認定農業者への農地集積を一層進めるとともに、中核農家の得られない地域においては複数農家による法人化や集落営農の取組を進めていくことにより、制度発足までに過半の農地が新制度の支援対象となるよう担い手育成を加速してまいりたいと考えております。

その推進体制として、この5日に、県と関係団体による「新潟県農業総合推進協議会」を設置し、連携・協力をスタートさせたところであります。

農地の集積について

農地の集積に向け、県はどのように取り組んでいくのか伺う。

(議員の認識)

本県は兼業農家も多いことから、農地の集積が遅々として進んでいない実態であるが、担い手の育成には、農地集積は避けて通れない課題

担い手への農地集積についてであります、

農地集積については、これまでの取組により、平成17年3月末には、5年前に比較し概ね1万haが担い手へ集積されるなど、徐々に農地の集積が進んできているところであります。

しかしながら、平成19年までの間に担い手への農地集積を大幅に拡大していく必要がありますことから、「新潟県農業総合推進協議会」等を通じて、まず、制度の内容を全農業者に周知し、危機感を持っていただくとともに、地域毎の目標設定や地域における話し合いへの支援体制の構築など、それぞれの地域の実態に応じた対策がとられるような具体策についても検討してまいりたいと考えております。



農地の集積のためのほ場整備をどのように促進していくのか伺 う。
------------------------------------

今後のほ場整備についてであります  
が、  
継続地区につきましては、事業効果の早期発現に向けて事  
業推進を図るとともに、新規地区については、経営体の育  
成・確保と集積につながる取組意欲の高い地区を優先的に採  
択してまいりたいと考えております。

知事は、来年産米にかかる今回の生産目標数量配分をどのように受け止めているのか伺う。

(議員の認識)

直近のデータが反映されない需要実績算定への変更や、各県への配分数量から17年産米の生産調整の取組が不十分なことによる過剰生産量の一部を削減する算出方法の導入など、「売れる米作り」を推進する本県にとって不利な要素が加わったことを憂慮

次に、本県への米の生産目標数量配分についてであります  
が、

この度の配分は、広く関係者の議論を経ないまま唐突に方針が変更されたものであり、こうした国の姿勢は誠に遺憾であります。

また、その内容も、需要実績が9割取り入れられたことは評価するものの、算定に用いるデータが、5年分から6年分に変更されたことにより、直近の販売努力が薄められたこと及び生産調整未達成分を、目標数量から直接削減する方法は、いずれも消費者重視をうたった米政策改革大綱の本旨に反するものと考えております。

本県といたしましては、「消費に応じた生産」という大原則は今後とも貫いていくべきものであり、「新潟米」のブラ

ンド力・販売力を強化し、消費者に支持される売れる米づくりを一層推進し、全国一の米産地の地位を堅持してまいりたいと考えております。

今後、市町村への生産目標数量の配分をどのような基準で行うのか何うとともに、いつ頃になるのか併せて何う。

(議員の認識)

- ・ 売れている米を作る市町村には多く配分するのが妥当
- ・ 農家の準備のためできるだけ早い通知が望まれる。

次に、市町村への米の生産目標数量配分についてであります  
すが、

本県は、これまで、関係者の合意の下で、需要実績や品質の状況等、米政策改革要素を取り入れた基準を設定し、配分してまいりました。

しかしながら、今ほどお答えしたとおり、国が唐突に算定方針を大きく変更してきましたので、本県がこれまで進めてきた改革方向に沿った市町村配分を基本としつつも、売れる米づくりの推進や生産調整における公平性等の観点からどうあるべきか、改めて、農業者を始め広く関係者から御意見をお聞きし、最終的な配分基準を設定してまいりたいと考えております。

配分時期につきましては、今月中を目途としております。

遺伝子組換えについて県民や消費者の不安の声があるなか、県は年度内の条例化に向けて検討しているとのことであるが、どのような趣旨で条例化を行うのか伺うとともに、今後の対応について併せて伺う。

次に、遺伝子組換え作物に対する条例化の趣旨と今後の対応についてであります。

本年度の北陸農業研究センターの試験結果では、同一ほ場内も含めて交雑は全く認められなかったと聞いており、また、本年一斉導入された新たなコシヒカリも、遺伝子組換えと混同されることなく順調にスタートすることができました。

しかしながら、新潟米のブランド維持には万全を期すべきであり、より一層の安心感を醸成するため、行政としても積極的な関与が必要と考え条例化するものであります。

また、今後の対応につきましては、「遺伝子組換え作物のあり方検討委員会」において、「試験研究は届出制、一般栽培は許可制が妥当」との結論をいただいたところでありますので、こうしたご意見を踏まえ、2月定例会での条例提案に向けて、交雑・混入防止措置など必要な事項の検討を進めてまいりたいと考えております。

福祉・医療問題について

障害者自立支援法が来年度から施行され、県は市町村が行う障害福祉サービスに対する支援を行うとされているが、福祉サービスの地域間格差の縮小やサービス充実のため、広域自治体たる県として、市町村の取組をどのようにサポートしていくのか伺う。

(議員の認識)

- ・ 原則1割を負担する定率負担は、限られた収入しかない多くの障害者にとって負担増の影響が大
- ・ 利用者負担の導入により、国は、今後、サービスの充実に一層努めていくべき。

次に、福祉・医療問題についてお答えします。

まず、障害者自立支援法の施行に向けた市町村の取組への支援についてであります。

障害者自立支援法においては、市町村が障害福祉計画を定めて、サービスの受給バランスを適切に管理することとされております。

県といたしましては、市町村の障害福祉計画が地域のサービス需要を適切に考慮したものとなるよう、利用者本位のニーズの把握に関して助言を行うほか、職員の研修など、人材の育成を通じて市町村をサポートしてまいりたいと考えております。

「障害者自立支援法」では、就労支援を強化する方策も盛り込まれたが、障害者雇用の促進にどのように対応していくのか伺う。

(議員の認識)

- ・ 「障害者雇用促進法」により、来年度から精神障害者の雇用も義務付け
- ・ 本県の雇用状況は全国平均を下回っている。

障害者の方々の雇用促進についてであります、

「障害者自立支援法」の成立により、福祉施設や作業所の機能を見直し、福祉的就労から一般雇用への移行促進を図るとともに、「改正障害者雇用促進法」により、精神障害者の方々に対する雇用対策を強化するなど、障害者の方々の就労支援策の強化が図られたところであります。

具体的な就労移行支援事業の内容等につきましては、現在国において検討を行っているところでありますが、県といたしましても、県内の福祉関係機関や新潟労働局などと連携し、障害者の方々の自立支援や雇用促進に向けて、一層力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

成年後見制度の活用促進について、どのように対応していくのか伺う。

(議員の認識)

- ・ 判断能力が低下した高齢者における悪質住宅リフォームの問題を防ぐためにも制度の普及が望まれる。
- ・ 制度利用が金銭的に困難な人に対する国の支援事業があることもあまり知られていない。

次に成年後見制度の活用促進についてであります、  
介護保険制度を自ら利用することが困難な者については、  
市町村長による後見開始の審判手続きが簡素化されるとともに、  
市町村において、制度を利用する高齢者に対する支援事業も創設できることとされましたので、シンポジウムの開催により制度について啓発するとともに、民生委員や訪問介護員を活用した周知を図って参りたいと考えております。



二次医療圏について、来年度から7圏域とする見直し案を県医療審議会に諮問したとのことであるが、どのような医療提供体制を目指そうとしているのか伺う。

(議員の認識)

医療圏域を定める前に、まず圏域内の核となる基幹的な病院を定め、それに基づき、医療圏域を定めるべきとの意見もある。

次に、二次医療圏の見直しの考え方、目指すべき医療提供体制についてであります。

現行13の二次医療圏は昭和62年に設定されましたが、高速交通体系の整備、市町村合併、医療技術の進歩などによる環境変化や、深刻な医師不足や地域偏在の拡大により一部の圏域では医療サービスの完結度が低い状況にあります。

このため、医師確保対策を進める一方で、限られた医療資源を有効に活用して、身近で質の高い医療が受けられるよう二次医療圏を広域化する見直しを医療審議会に諮問したものであります。

いずれにせよ、安心して暮らせる医療提供体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

医療圏域の見直しに当たって、県民からの意見や医療審議会での意見がどのようなものであったのか何うとともに、二次医療圏の見直しを含めた地域保健医療計画の今後の策定スケジュールについて併せて伺う。

二次医療圏の見直しに当たっての県民や医療審議会の意見と今後のスケジュールについてであります。

7圏域に広域化することについては、県民や自治体の意見、審議会とも概ね賛成の意向であります。圏域の区割りについては小千谷市、川口町及び見附市が帰属する圏域について反対意見もあり、審議会でも慎重な検討が必要とされております。

県といたしましては、12月中に審議会の答申を受け、新たな圏域を決定したいと考えており、その後、それに基づいた基準病床数の算定や圏域別医療機能の整備方針等の検討を進め、パブリックコメントや電子会議室等での県民意見を踏まえ、「地域保健医療計画」を改訂し、平成18年度からスタートさせたいと考えております。

県内の地域資源等を活用しながら、予防医学を取り入れた健康・福祉・医療産業の振興に積極的に取り組んでいくべきと考えるが、知事の所見を伺う。

(議員の認識)

- ・ 知事は、かねてから健康・福祉・医療の産業おこしに力を入れていくとの考え
- ・ 県内には、温泉、自然環境、新鮮な食材など、健康につながる有望な資源が豊富にある。

次に、地域資源を活用した健康・福祉・医療産業の振興についてであります。

今年度は、県と民間企業が協働して、経済産業省のモデル事業を活用した「元気だしていこー！新潟健康プロジェクト」において、生活習慣病の予防も念頭に置いた多彩な健康ビジネスを創出する基盤の整備に取り組んでいるところであります。

今後、このモデルプロジェクトでの成果を基に、科学的根拠に基づいた健康改善プログラムの提供など、地域の資源を活用した健康関連ビジネスが幅広く展開されるよう、意欲ある取組に対し、積極的に支援してまいりたいと考えております。